

EDINET 概要書

1章 概 要	5
1 EDINETの概要	6
2 EDINETを利用するユーザ	8
3 EDINETご利用の手順	10
4 EDINETとXBRL	12
4-1 XBRLの範囲 4-2 XBRLの訂正	12 13
2章 各種資料	14
1 マニュアル体系	15
2 各種資料のダウンロード	16
3章 書類提出する方へ	17

1 書類提出の事前準備 18	
1-1 コンピュータ利用環境の設定	
1-2 EDINET利用のための登録届出 ~書類を提出する場合~	
1-3 サブユーザの登録	
1-4 ファンドを登録する場合	
1-4-1 ファンド概要書の作成	
1−4−2 ファンド情報の登録	
1-4-3 EDINETコードとファンドコード	
2 書類提出の手順 22	
2-1 EDINETへ提出する開示書類等・公告データを準備・作成	
2-2 EDINETへ書類を提出 ────24	
2-2-1 有価証券報告書等の提出	
2-2-2 大量保有報告書等の一括提出	

	2-2-3	共同買付者がいる書類の提出	···25
	2-2-4	電子公告の方法	···26
3	提出書類の関		27

28

4章 書類閲覧する方へ

1	提出書類の閲覧	29
	1-1 コンピュータ利用環境の設定	·29
	1−2 提出書類の閲覧	·29

付録	30
1 用語集	31

本書について

2008 年 3 月 17 日稼動開始(予定)の新 EDINET の利用にあたっては、本概要書をファー ストステップとしてご利用ください。 本書は、これから EDINET を利用する方のためのガイドです。 EDINET のしくみや EDINET でできること、EDINET を操作するうえでご覧いただきたい各種 資料、また、EDINET 利用の概要を記載しています。 巻末には、EDINET でよく使われる用語を「用語集」として、記載しています。

なお、本書では、各所に EDINET 利用にあたりどの資料をお読みいただけばよいかを案内 しています。詳しい操作手順は、記載の各操作ガイドをご覧ください。

本書の表記について

本マニュアル内に記載されている記号は、以下のような意味があります。







EDINET の概要

EDINET のしくみについて説明します。

EDINET(エディネット)とは、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に 関する電子開示システム」のことで、「Electronic Disclosure for Investors' NETwork」の略で す。

従来、紙媒体で提出されていた有価証券報告書、有価証券届出書等の開示書類について、 その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続を電子化することにより、提出者の事務 負担の軽減、投資家等による企業情報等へのアクセスの公平・迅速化を図り、証券市場の 効率性を高めることを目的として開発されたシステムです。

具体的には、有価証券報告書等の提出者が、提出書類に記載すべき情報をインターネットを利用して財務局等に提出します。これらのうち開示情報はインターネットを通して広く一般に提供されます。

EDINET の対象となる書類は、以下のとおりです。

- (1) 金融商品取引法第二章に規定する「企業内容等の開示に係る開示書類等」
- (2) 同法第二章の二に規定する「公開買付けに関する開示に係る開示書類等」
- (3) 同法第二章の三に規定する「株券等の大量保有の状況に関する開示に係る開示書類等」

上記の提出書類について、提出要件や提出期限、記載内容について詳しくは、「金融商 品取引法」「同施行令」「関連する内閣府令・規則」を参照してください。

EDINET を導入することによって、開示書類提出者および投資家には、以下のようなメ リットがあります。

(1) 開示書類の提出者のメリット

開示書類提出のために財務局等に出向く必要がなくなり、また、開示書類の印刷費 用が削減されるなど、事務負担が軽減されます。

(2) 投資家のメリット

提出されたすべての開示書類は、インターネット等を利用して閲覧することができ るようになるため、企業情報への迅速かつ公平なアクセスが実現します。 また、金融庁では、開示書類提出会社等の利便性の向上を目的とした開発(再構築)を 行いました。これにより、2008 年 4 月 1 日以後開始事業年度等に係る財務諸表について は、国際的に標準化された財務報告等に使用されるコンピュータ言語である XBRL 形式で 提出することとなります。詳細については「4 EDINET と XBRL」をご覧ください。

EDINET には、主に以下のような機能があります。

(1) 書類提出

提出者がインターネットを通じて、EDINET へ提出者情報を登録(登録届出)できます。

有価証券報告書等の開示書類を登録(アップロード)し、財務局等に書類提出する 機能があります。

(2) 閲覧

提出された書類を閲覧する機能。

各財務局等の閲覧室等に設置されている縦覧用パソコンにより、開示書類の縦覧が できます。また、インターネット経由でどこからでも自由に開示書類を閲覧するこ とができます。なお、財務諸表部分に関しては XBRL 形式のデータをダウンロード し、利用することも可能です。





EDINET を利用するユーザは、書類を提出する「開示書類等提出者」および、提出された 書類を閲覧する「閲覧者・縦覧者」の2つに分かれます。



開示書類等提出者には、「マスタユーザ」と「サブユーザ」があります。







EDINET を利用する場合のホームページや全体の手順について説明します。

EDINET には、「有価証券報告書等の開示書類を閲覧するホームページ」と「開示書類等提出 者のホームページ」があります。

【有価証券報告書等の開示書類を閲覧するホームページ】

http://info.edinet-fsa.go.jp/



書類閲覧をするためのホームペー ジであり、どなたでもご利用いただ けます。 閲覧のためにユーザ登録等を行う 必要はありません。

【開示書類等提出者のホームページ】

http://www.edinet-fsa.go.jp/

EDINET 金融商品取引法に基づく有価証券	経告書等の開示書類に関する電子開示システム
掲示書類等提出者のホームページ	
はじめてご使用なさる方(ユーザDEもお待ちでない ってください。 なお、提出される方は作業を始める前に「ご案内 ■ 確出書類の反容量がGOMBを起える恐れがある場	い方)は、以下のリンク先から「電子開手システム登録届出」手続きを行 」を一読びされい。 金、すみやかに発酵性剤(虫)用へ連絡の上、暗示に減ってください。
 ◆ ご売白 ◆ 電子研究システム登録編出(ユーザDE85) 	#5 <i>~~~</i> (15)122560-5)
→ 提出者情報管理・書類提出(ユーザロをお料 → よくあるご算問	時の方はこちらから)

書類提出及びそのための登録届 出をするホームページです。 書類提出は、ユーザIDおよびパス ワードを取得した方がご利用いた だけます。 EDINET を利用するまでの大まかな全体の手順について説明します。

書類を提出する	書類を閲覧する
コンピュータ環境の設定 EDINET を利用するための、コンピュータ環境を設定し ます。	コンピュータ環境の設定 EDINET を利用するための、コン ピュータ環境を設定します。
EDINET コードの有無 マスタユーザ ID/パスワードの有無 の確認 ある ない <u>登録届出</u> EDINET を利用するための、ユーザ ID やパ スワードを取得します。	
EDINET を ご利用いただけます!	EDINET を ご利用いただけます!
♥ サブユーザの登録 必要に応じて、サブユーザを登録します。	開示書類の閲覧 開示された書類を閲覧します。
·	
ファンドの登録 必要に応じて、ファンド情報を登録します。	
▶ 提出書類データの作成	
提出する書類の府令・様式を確認し、提出書類データ を作成します。	
¥	
書類の提出	

4 EDINETとXBRL

EDINET では、一部の様式について投資家等が開示された 財務情報の高度な分析・加工を可能とするために XBRL データが提出されています。

金融庁は、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、2008 年3月17日(予定)よりXBRLを導入した新EDINETを稼動します。 XBRL形式のデータは、コンピュータ環境に依存しないXMLをベースにした財務情報で、 多くの投資家等が、財務情報等の高度な加工・分析を可能とすることを目的としています。 開示書類等提出者は、2008年4月1日以後開始事業年度等に係る有価証券報告書等を EDINETへ提出する場合、財務諸表をXBRL形式により提出することとなります。

4-1 XBRL の範囲

有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書の経理の状況等に掲げる財務諸表のうち、(連結)貸借対照表、(連結)損益計算書、(連結)株主資本等変動計算書、

(連結)キャッシュ・フロー計算書について、注記事項や付属明細表等を除き、XBRL 形式により作成します。それ以外の部分については、従来どおり、HTML 形式により作成します。

なお、外国会社、外国債等の発行者又は外国特定有価証券の発行者が提出する財務書類の うち、財務諸表等規則第127条第1項、第2項又は第5項ただし書きの適用を受ける財務 書類については、従来どおり、HTML形式により作成します。

また、連結財務諸表等規則第93条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する 規則の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第11号)附則第3項の適用を受け、 米国式連結財務諸表を作成している会社が提出する連結財務諸表については、従来どおり、 HTML 形式により作成します。

4-2 XBRLの訂正

EDINET に提出した XBRL 形式のデータについて、訂正する必要がある場合には、以下のように書類の提出を行います。

- ・XBRL 形式で作成し、公衆の縦覧に供されている内容を訂正する場合は、HTML 形式で訂 正届出書又は訂正報告書等を作成し、当該訂正後の XBRL 形式のデータを併せて提出し ます。
- ・XBRL 形式で作成し、公衆の縦覧に供されていない内容を修正する場合は、修正後の XBRL 形式のデータのみを提出します。

なお、HTML 形式で作成した内容のみを訂正する場合には、従来どおり、HTML 形式で訂正 届出書又は訂正報告書等を作成し、提出します。

4-3 XBRL の適用時期

XBRL 形式による書類の提出は、2008 年 4 月 1 日以後開始事業年度等を直近の事業年度等 とする財務諸表等を掲げる有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び有価証券届出 書を EDINET へ提出する場合に適用されます。



2 章

各種資料



EDINET では、以下の資料を提供していますので、これらの資料が必要な場合、EDINET の ホームページより入手してください。

EDINET で提供される資料の最新版は、EDINET のホームページ上にあります。法令等の改 正により、各種資料内容は更新されますので、最新の資料をご利用ください。

O:必要 ×:不要

No	資料	書類提出する場合	書類閲覧する場合
1	『EDINET 概要書』 本書です。これから EDINET を利用する方のためのガイド です	0	0
2	『平成 19 年度以前に EDINET コードを取得した方へ』 旧 EDINET で書類提出をされていた方で、新 EDINET へ 移行する方のためのガイドです。	O ※2	×
3	『端末要件』 EDINETを利用するためのコンピュータの設定について説 明しています。	O ※「書類提出用」をご 覧ください。	○ ※「書類閲覧用」をご 覧ください。
4	『提出書類ファイル仕様書』 開示書類等を提出する際のファイルの名前の付け方、分 割の単位など仕様について説明しています。	0	×
5	『企業別タクソノミ作成ガイドライン』 企業別タクソノミの作成について説明しています。	O ※1	×
6	『報告書インスタンス作成ガイドライン』 報告書インスタンスの作成について説明しています。	O ※1	×
7	『勘定科目の取扱いに関するガイドライン』 企業独自の勘定科目の追加作業を行うための指針および 留意事項について説明しています。	O ※1	×
8	『書類提出操作ガイド』 開示書類等提出者がEDINETを使用して書類を提出する 操作方法について説明しています。	0	×
9	『書類閲覧操作ガイド』 書類を閲覧する操作方法について説明しています。	×	0

※1 XBRLを使用した提出書類データを作成する場合に必要です。

※2 旧 EDINET を利用していた方を対象としたマニュアルです。



各種資料、提出書類作成補助データは、「有価証券報告書等の開示書類を閲覧するホームページ」(http://info.edinet-fsa.go.jp/)からダウンロードできます。





3章 書類提出する方へ



ここでは、EDINET を利用し書類提出する前の事前準備作 業について説明します。

書類を提出する場合には、書類の提出期限や、提出書類の内容等を確定し、必要に応じて 共同買付者など各関係者との調整をあらかじめ行ってください。

1-1 コンピュータ利用環境の設定

EDINET を利用するためのコンピュータ環境を設定・確認します。

✓「書類提出用 端末要件」をご覧ください。

1-2 EDINET 利用のための登録届出 ~書類を提出する場合~

EDINET を利用し、書類を提出するための EDINET コード、ユーザ ID、パスワード等を取得 します(利用ごとに毎回登録する必要はありません)。

- 登録届出を完了している方は、本ステップを省略してください。
- EDINET コードを新規に取得される場合は、書類の送付等に1週間程度の期間が必要に なりますので、提出する書類の提出期限に注意し、早めに登録届出を行ってください。
- EDINET コードは、原則として、1 法人・個人につき 1EDINET コードが付与されます。 登録届出は、法人・個人単位で行ってください。ただし、外国会社などで、複数の代 理人がいる場合は、代理人ごとに複数の EDINET コードを取得することが可能です。管 轄の財務局等にご相談ください。
- 大量保有報告書等の連名提出などで EDINET コードのみ取得している(ユーザ ID、パ スワードを取得していない)場合で、EDINET を利用して書類を提出する場合は、登録 届出時に既に取得している EDINET コードを使用し、ユーザ ID、パスワードを取得す る必要があります。取得済みの EDINET コードを引き続きご使用ください。

🥏 「書類提出 操作ガイド 2 章 登録届出」をご覧ください。

1-3 サブユーザの登録

EDINET を利用するためのサブユーザ情報を登録します。

● 複数の担当者がそれぞれのユーザ ID を使用し、書類提出作業を行いたい場合、サブ ユーザを登録します。

1-4 ファンドを登録する場合

「特定有価証券の発行者」が特定有価証券に係る有価証券報告書等を EDINET へ提出する場合、該当する特定有価証券の情報(ファンド情報)を EDINET へあらかじめ登録しておきます。

ここでは、ファンド情報を登録する手順について説明します。

1-4-1 ファンド概要書の作成

ファンド情報を記載した「ファンド概要書」を CSV ファイルで作成します。 参「書類提出 操作ガイド 5章 提出者情報管理」をご覧ください。

1-4-2 ファンド情報の登録

EDINET にてファンド情報の登録を行います。 財務局等でファンド情報のシステムへの登録確認後、EDINET から「ファンド登録通知メール」 が送信されます。発行された「ファンドコード」は、メール受信後「ファンド情報管理」の「情 報照会・変更・履歴」で確認してください。

🥏 「書類提出 操作ガイド 5章 提出者情報管理」をご覧ください。

アンドコードは、ファンド(特定有価証券)ごとに発番される一意のコードです。 ファンドコードは以下のような構成となっています。 コード例 1 文字目は「G」で始 まります。 2 文字目以降は、5 桁の数字で す。

1-4-3 EDINET コードとファンドコード

EDINET コードとファンドコードについて説明します。

以下の図のように、複数のファンドを運用している場合は、ファンドコードが複数発行され、それぞれにファンド情報と提出者が紐付けされることになります。



2 書類提出の手順

書類提出作業の手順について説明します。

2-1 EDINET へ提出する開示書類等・公告データを準備・作成

開示書類等または公告データを作成する前に、必要に応じて、操作ガイド、提出書類作成 補助データをダウンロードしておきます。各資料は「**有価証券報告書等の開示書類を閲覧 するホームページ**」

(http://info.edinet-fsa.go.jp/) からダウンロードできます。



書類等作成にあたり、主に必要になる資料、提出書類作成補助データは以下のとおりです。 作業時のチェックリストとして、ご利用ください。 ※下表の「入手方法」の番号は、前頁のホームページを示します。

	🥏 : ‡	喿作ガイドで す	す。 🧹:提出書類	作成補助データです。
			対象者	
	資料名	人手	財務諸表等	財務諸表等
		万法	(XBRL)の提出か 不要な方	(XBRL)の提出か 必要な方
٢	提出書類ファイル仕様書	1		
4	提出書類様式	2		
Ś	勘定科目の取扱いに関するガイドライン	1	_	
	企業別タクソノミ作成ガイドライン	1	_	
<u>_</u>	EDINET タクソノミ	2	_	
٢	報告書インスタンス作成ガイドライン	1	_	
<u>_</u>	サンプルインスタンス	1	_	
4	表示情報ファイルのサンプル	1	_	
Į	書類提出 操作ガイド	1		

EDINET へ提出する書類データを準備および作成します。



2-2 EDINET へ書類を提出

作成した有価証券報告書等の書類を EDINET へ提出します。

2-2-1 有価証券報告書等の提出

EDINET へ有価証券報告書等の書類を提出します。

「書類提出 操作ガイド 3章 書類提出 1 書類提出の手順」 「2 提出書類新規作成」「3 提出書類作成一覧」をご覧ください。

2-2-2 大量保有報告書等の一括提出

大量保有報告書等の提出には、個別に提出する方法と、一括して提出する方法があります。 複数の大量保有報告書等を提出する場合は、CSV ファイルを作成し、EDINET にまとめて登 録(大量保有報告書等の一括提出)することができます。この機能を利用すると、大量保 有報告書の変更報告書、訂正報告書の提出も同様にまとめて行うことができます。 以下は、複数の大量保有報告書等を提出する手順について説明しています。 大量保有報告書等を個別に提出する場合は、『2-2-1 有価証券報告書等の提出』と同じ提 出方法となります。



2-2-3 共同買付者がいる書類の提出

公開買付届出書等を提出する際の共同買付者がいる場合の、書類提出の手順について説明 します。提出時の作業の手順は、『2-2-1 有価証券報告書等の提出』とほぼ同じ手順です が、以下のように共同買付者による承認作業が必要となります。



⁷ 共同買付者による承認について

共同買付者が EDINET で書類の提出を承認するためには、共同買付者自身が EDINET 利用のための登録届出を 完了している必要があります。また、共同買付者が複数名いる場合は、すべての承認作業が終了しないと書類の 提出はできませんので、ご注意ください。

2-2-4 電子公告の方法

EDINET を使用して電子公告を行う場合、有価証券報告書等の作成と同様に、公告データ を準備・作成し、EDINET へ公告を提出します。

<
√「書類提出 操作ガイド 4章 公告提出」をご覧ください。
</p>

3 提出書類の閲覧

ここでは、EDINET で書類を閲覧する場合の手順について説明 します。

書類内容を閲覧する方法は、以下のとおりです。





4章

書類閲覧する方へ

提出書類の閲覧

ここでは、EDINET で書類を閲覧する場合の手順について説明 します。

1-1 コンピュータ利用環境の設定

EDINET を利用するためのコンピュータ環境を設定・確認します。

✓「書類閲覧用 端末要件」をご覧ください。

1-2 提出書類の閲覧

1

EDINET を利用し、提出された有価証券報告書等を閲覧します。

「書類閲覧 操作ガイド 2章 有価証券報告書等の閲覧」および 「3章 公告」をご覧ください。







EDINET コード(エディネット コード)

開示書類等提出者に付与される6桁の英数字。同一番号は 存在しない。

仮登録番号(カリトウロクバンゴウ)

EDINET システム利用にあたって、開示書類等提出者が仮 登録を行った際に付与される番号。一定の有効期間が存在 し、期間内に関連書類及び登録届出書を財務局等宛てに 送付する必要がある。財務局等にて登録届出書の受理後、 EDINET コードが付与される。

ファンドコード(ファンドコード)

特定有価証券を発行する開示書類等提出者が、ファンド等の登録を行った際に付与されるコード。登録を行った後、関連書類を財務局等に提出すると正規のファンドコードが付与される。正規のファンドコードが付与されるまで、ファンドに関する開示書類を提出することはできない。

サブユーザ(サブユーザ)

マスタユーザが追加登録を行うユーザ。マスタユーザにより 管理される。

マスタユーザ(マスタユーザ)

財務局等に対し提出者登録を行うことで発行されるユーザ。 サブユーザの管理権限を有する。

〇下表、下線部分にてXBRL対象範囲を示す。

(企業内容等の開示に関する内閣府令)

No.	様式	書類種別	XBRL対象範囲
1	第二号様式	有価証券届出書(通常方式)	O 第二部【企業情報】 第5【経理の状況】 1【連結財務諸表】 ①【連結貸借対照表】 ②【連結損益計算書】 ③【連結株主資本等変動計算書】 ④【連結ヤッシュ・フロー計算書】 ⑤【連結附属明細表】 (2)【その他】 2【財務諸表等】 ①【貸借対照表】 ②【揉益計算書】 ③【株主資本等変動計算書】 ④【 ③【株主資本等変動計算書】 ④【 (2)【長の他】 ②【 (1)【」財務諸表】 ①【 (2)【 (3)【株主資本等変動計算書】 (3)【株主資本等変動計算書】 (5)【 (1)【 (2)【 (2)【 (3)【 (4)【 (2)【 (5)【 (1) (2)【 (2)【 (2)【 (2)【 (2)【 (3) (4) (5) (7) (7)
2	第二号の四様式	有価証券届出書(新規公開時)	O 第三部【企業情報】 第5【経理の状況】 1【連結財務諸表】 ①【連結貸借対照表】 ②【連結損益計算書】 ③【連結株主資本等変動計算書】 ④【連結キャッシュ・フロー計算書】 ⑤【連結附属明細表】 (2)【その他】 2【財務諸表等】 ①【貸借対照表】 ②【損益計算書】 ③【株主資本等変動計算書】 ④【非主資本等変動計算書】 ④【非主資本等変動計算書】 ④【その他】
3	第二号の五様式	有価証券届出書(少額募集等)	O 第二部【企業情報】 第4【経理の状況】 1【財務諸表】 ①【貸借対照表】 2【損益計算書】 ③【株主資本等変動計算書】 ④【キャッシュ・フロー計算書】 ⑤【附属明細表】 2【主な資産及び負債の内容】 3【その他】 3

No.	様式	書類種別	XBRL対象範囲
4	第二号の六様式	有価証券届出書(組織再編成)	 ○ 第三部【企業情報】 第5【経理の状況】 1【連結財務諸表】 ①【連結貸借対照表】 ②【連結損益計算書】 ③【連結株主資本等変動計算書】 ④【連結ヤッシュ・フロー計算書】 ④【連結附属明細表】 (2)【その他】 2【財務諸表等】 (1)【財務諸表】 ①【貸借対照表】 ②【提益計算書】 ③【株主資本等変動計算書】 ④【株主資本等変動計算書】 ④【株主資本等変動計算書】 ④【株主資本等変動計算書】 ④【株主資本等変動計算書】 ④【株主資本等変動計算書】 ④【株主資本等変動計算書】 ④【株主資本等変動計算書】
5	第二号の七様式	有価証券届出書(組織再編成・ 上場)	O 第三部【企業情報】 第5【経理の状況】 1【連結財務諸表】 ①【連結貸借対照表】 ②【連結損益計算書】 ③【連結株主資本等変動計算書】 ④【連結ヤッシュ・フロー計算書】 ③【連結計算書】 ③【連結株主資本等変動計算書】 ④【連結中四状況】 1【連結財務諸表】 ①【連結林主資本等変動計算書】 ④【目益計算書】 ③【株主資本等変動計算書】 ③【株主資本等変動計算書】 ④【非マッシュ・フロー計算書】 ⑤【附属明細表】 (2)【その他】
6	第三号様式	有価証券報告書	(日) (日) 第一部【企業情報】 第5【経理の状況】 1【連結財務諸表】 ①【連結貸借対照表】 ②【連結損益計算書】 ③【連結株主資本等変動計算書】 ④【連結キャッシュ・フロー計算書】 ⑤【連結附属明細表】 (2)【その他】 2【財務諸表等】 ①【貸借対照表】 ②【携益計算書】 ③【株主資本等変動計算書】 ④【非マッシュ・フロー計算書】 ⑤【附属明細表】 (2)【その他】
7	第三号の二様式	有価証券報告書(少額募集等)	〇 第一部【企業情報】 第4【経理の状況】 1【財務諸表】 (1)【貸借対照表】 (2)【損益計算書】 (3)【株主資本等変動計算書】 (4)【キャッシュ・フロー計算書】 (5)【附属明細表】 2【主な資産及び負債の内容】 3【その他】

No.	様式	書類種別	XBRL対象範囲
8	第四号様式	有価証券報告書(法24条3項に 基づくもの)	O 第一部【企業情報】 第5【経理の状況】 1【連結財務諸表】 <u>①【連結貸借対照表】</u> <u>②【連結損益計算書】</u> <u>③【連結株主資本等変動計算書】</u> <u>④【連結キャッシュ・フロー計算書】</u> <u>④【連結キャッシュ・フロー計算書】</u> <u>⑤</u> 【連結附属明細表】 (2)【その他】 2【財務諸表等】 (1)【財務諸表】 <u>①【貸借対照表】</u> <u>②【損益計算書】</u> <u>③【株主資本等変動計算書】</u> <u>④【キャッシュ・フロー計算書】</u> <u>④</u> 【料明細表】 (2)【その他】
9	第四号の三様式	四半期報告書	O 第一部【企業情報】 第5【経理の状況】 1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】 (2)【四半期連結損益計算書】 (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】 2【その他】
10	第五号様式	半期報告書	 ○ 第一部【企業情報】 第5【経理の状況】 1【中間連結財務諸表等】 (1)【中間連結財務諸表】 ①【中間連結貸借対照表】 ②【中間連結株主資本等変動計算書】 ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】 (2)【その他】 2【中間財務諸表等】 (1)【中間財務諸表】 ①【中間貸借対照表】 ②【中間損益計算書】 ③【中間株主資本等変動計算書】 ④【中間株主資本等変動計算書】 ④【中間株主資本等変動計算書】 ④【中間キャッシュ・フロー計算書】 (2)【その他】
11	第五号の二様式	半期報告書(少額募集等)	O 第一部【企業情報】 第4【経理の状況】 1【中間財務諸表】 <u>(1)【中間貸借対照表】</u> <u>(2)【中間損益計算書】</u> <u>(3)【中間株主資本等変動計算書】</u> <u>(4)【中間キャッシュ・フロー計算書】</u> 2【その他】
12	第七号様式	有価証券届出書(通常方式)	O 第二部【企業情報】 第6【経理の状況】 <u>1【財務書類】</u> 2【主な資産・負債及び収支の内容】 3【その他】
13	第七号の四様式	有価証券届出書(組織再編成)	O 第三部【発行者情報】 第6【経理の状況】 <u>1【財務書類】</u> 2【主な資産・負債及び収支の内容】 3【その他】

No.	様式	書類種別	XBRL対象範囲
14	第八 号 様式	有価証券報告書	O 第一部【企業情報】 第6【経理の状況】 <u>1【財務書類】</u> 2【主な資産・負債及び収支の内容】 3【その他】
15	第九号様式	有価証券報告書(法24条3項に 基づくもの)	O 第一部【企業情報】 第6【経理の状況】 <u>1【財務書類】</u> 2【主な資産・負債及び収支の内容】 3【その他】 4【最近の財務書類】
16	第九号の三様式	四半期報告書	O 第一部【企業情報】 第6【経理の状況】 <u>1【四半期財務書類】</u> 2【その他】
17	第十号様式	半期報告書	O 第一部【企業情報】 第6【経理の状況】 <u>1【中間財務書類】</u> 2【その他】

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令)

No.	様式	書類種別	XBRL対象範囲
1	第四号様式	有価証券届出書(内国投資信 託受益証券)	O 第三部【ファンドの詳細情報】 第4【ファンドの経理状況】 1【財務諸表】 <u>(1)【貸借対照表】</u> <u>(2)【損益及び剰余金計算書】</u> (3)【投資有価証券明細表等】 ①【投資株式明細表】 ②【株式以外の投資有価証券明細表】 ③【投資不動産明細表】 ④【借入金明細表】
2	第四号の三様式	有価証券届出書(内国投資証 券)	O 第三部 投資法人の詳細情報 第5【投資法人の経理状況】 1【財務諸表】 (1)【貸借対照表】 (2)【損益計算書】 (3)【投資主資本等変動計算書】 (3)【投資主資本等変動計算書】 (4)【キャッシュ・フロー計算書】 (5)【注記表】 (6)【金銭の分配に係る計算書】 (7)【附属明細表】
3	第五 号 の二様式	有価証券届出書(内国資産流 動化証券)	〇 第三部【発行者及び関係法人情報】 第1【発行者の状況】 <u>4【経理の状況】</u>
4	第五号の四様式	有価証券届出書(内国資産信 託流動化受益証券)	O 第二部【特定信託財産情報】 第2【特定信託財産の経理状況】 <u>1【貸借対照表】</u> <u>2【損益計算書】</u> 3【附属明細表】
5	第六号様式	有価証券届出書(内国信託受 益証券、内国信託社債券及び 内国信託受益権)	O 第二部【信託財産情報】 第2【信託財産の経理状況】 <u>1【貸借対照表】</u> <u>2【損益計算書】</u>
6	第六号の五様式	有価証券届出書(内国有価証 券投資事業権利等)	O 第二部【発行者情報】 第3【組合等の経理状況】 1【財務諸表】 (1)【貸借対照表】 (2)【損益計算書】
7	第七号様式	有価証券報告書(内国投資信 託受益証券)	O 第二部【ファンドの詳細情報】 第4【ファンドの経理状況】 1【財務諸表】 <u>(1)【貸借対照表】</u> <u>(2)【損益及び剰余金計算書】</u> (3)【注記表】 (4)【附属明細表】

No.	様式	書類種別	XBRL対象範囲
8	第七号の三様式	有価証券報告書(内国投資証 券)	第二部【投資法人の詳細情報】 第5【投資法人の経理状況】 1【財務諸表】 <u>(1)【貸借対照表】</u> <u>(2)【損益計算書】</u> <u>(3)【投資主資本等変動計算書】</u> (4)【金銭の分配に係る計算書】 <u>(5)【キャッシュ・フロー計算書】</u> (6)【注記表】 (7)【附属明細表】
9	第八号の二様式	有価証券報告書(内国資産流 動化証券)	O 第4【発行者及び関係法人情報】 1【発行者の状況】 (1)【発行者の概況】 (2)【事業の概況】 (3)【営業の状況】 (4)【設備の状況】 (5)【経理の状況】 (6)【企業集団等の状況】 (7)【その他】
10	第八号の四様式	有価証券報告書(内国資産信 託流動化受益証券)	O 第1【特定信託財産の状況】 6【特定信託財産の経理状況】 <u>(1)【貸借対照表】</u> <u>(2)【損益計算書】</u> (3)【附属明細表】
11	第九号様式	有価証券報告書(内国信託受 益証券、内国信託社債券及び 内国信託受益権)	O 第1【信託財産の状況】 6【信託財産の経理状況】 <u>(1)【貸借対照表】</u> <u>(2)【損益計算書】</u>
12	第九号の五様式	有価証券報告書(内国有価証 券投資事業権利等)	O 第3【組合等の経理状況】 1【財務諸表】 <u>(1)【貸借対照表】</u> <u>(2)【損益計算書】</u>
13	第十号様式	半期報告書(内国投資信託受 益証券)	O 2【7ァンドの経理状況】 <u>(1)【中間貸借対照表】</u> <u>(2)【中間損益及び剰余金計算書】</u> (3)【中間注記表】
14	第十号の三様式	半期報告書(内国投資証券)	O 4【投資法人の経理状況】 (<u>1)【中間貸借対照表】</u> (<u>2)【中間損益計算書】</u> (<u>3)【中間投資主資本等変動計算書】</u> (4)【中間注記表】 (<u>5)【中間キャッシュ・フロー計算書】</u>
15	第十一号の二様式	半期報告書(内国資産流動化 証券)	 ○ 3【発行者及び関係法人情報】 (1)【発行者の状況】 ①【発行者の概況】 ②【事業及び営業の状況】 ③【設備の状況】 ④【経理の状況】 ⑤【その他】
16	第十一号の四様式	半期報告書(内国資産信託流 動化受益証券)	O 2【特定信託財産の経理状況】 <u>(1)【中間貸借対照表】</u> <u>(2)【中間損益計算書】</u>

No.	様式	書類種別	XBRL対象範囲
17	第十二号様式	半期報告書(内国信託受益証 券、内国信託社債券及び内国 信託受益権)	O 3【信託財産の経理状況】 <u>(1)【中間貸借対照表】</u> <u>(2)【中間損益計算書】</u>
18	第十二号の五様式	半期報告書(内国有価証券投 資事業権利等)	〇 4【組合等の経理状況】 <u>(1)【中間貸借対照表】</u> <u>(2)【中間損益計算書】</u>

※外国特定有価証券については、内国特定有価証券の様式に準ずるものとする。